令和元年度

第33回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年3月10日(火曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の許可について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について

出席委員(15名)

3番 土橋 ひさ

4番 有本 太一

5番 曽根 光彦

6番 坂東 紀好

7番 吉中 雅三

10番 岩橋 章

11番 和田 好夫

12番 藤井 髙

13番 廣井 伸多

14番 辻本 傑

15番 吉川 松男

16番 大河内壽一

17番 山本 茂樹

18番 谷河 績

19番 中村 弘

欠席委員(3名)

1番 宇治田清治

2番 山本 宏一

8番 湯川 德弘

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦

課 長 奥谷 知彦

副 課 長 清瀧 篤樹

班 長 中川 拓哉

事務主査 中村 純也

事務主任 殿元 輝之

事務副主任 稲垣 良典

- ◆東山局長 それでは、定刻が参りました ので、第33回農業委員会総会を開催いた します。なお、新型コロナウイルス感染症 の拡大に伴い、全国農業会議所から組織運 営についての通知があり、総会時間の短縮 について提言がありましたので、報告事項 のご説明を割愛させていただきまして、議 案の審議から始めさせていただきます。よ ろしくお願いいたします。それでは、谷河 会長よろしくお願いします。
- ◆会長(谷河 績) ただいまより、第3 基づく申請が1件ありました。 3回農業委員会総会を開会いたします。出 席委員は18名中15名で、定足数に達し ておりますので、総会は成立しています。

並びに事情聴取が行われています。後ほど 報告方よろしくお願いします。

なお、宇治田委員、山本宏一委員、湯川 委員から都合により欠席したい旨、ご連絡 がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2 項に規定する議事録署名委員は、和田委員、 ので、議案第2号は可決と決定しました。 藤井委員にお願いします。

それでは、議案第1号 相続税の納税猶 予に関する適格者証明願について、提案い たします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第 1 項の規定による相続税納税猶予に関する 付されております。以上です。

13時00分 開会 ◆会長(谷河 績) 議案第1号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地賃貸借契約等登録台帳 からの抹消について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に 伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に

抹消願の申請理由について説明します。

No.1、当該地番は・・年以上小作の 実態がなく、貸人が土地を管理しています。 去る2月28日及び3月2日、和田委員、 ・・・の連絡先も不明で合意解約手続きを 吉川委員、坂東委員によりまして現地調査 行うことが出来ないため抹消する。以上で す。

> ◆会長(谷河 績) 議案第2号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

議案第3号 農地法第3条の規定による 許可申請について、提案いたします。

No. 4を先議とさせていただきます。 ・・・お願いします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 4については、調査の結果、耕作 等に支障がないこと、当該農地の権利を取 適格者証明書の申請があったものです。相 得しようとする者は、下限面積要件を満た 続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添 し、その取得後において全ての農地で効率 的に耕作を行い、農作業に常時従事すると

認められるなど、農地法第3条第2項各号 には該当しないため、許可要件の全てを満 たしています。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号No. 4 について、何かご意見、ご質問ございませ んか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第3号No. 4は可決と決定しま した。続いて、No. 4以外について。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1からNo. 3、No. 5からN 何かご意見、ご質問ございませんか。 o. 8については、調査の結果、耕作等に 支障がないこと、当該農地の権利を取得し ようとする者は、下限面積要件を満たし、 その取得後において全ての農地で効率的に 耕作を行い、農作業に常時従事すると認め られるなど、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件の全てを満たし ています。

条第6項の通知No. 3と関連しています。 以上です。

以外について説明が終わりましたが、この 議案について、何かご意見、ご質問ござい ませんか。

「異議なし、との声。」

で、議案第3号No. 4以外を可決と決定 なお、開発許可申請中です。 しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますので、併せてご覧くだ さい。

No. 1申請地は、岡崎地区・・、東部 について説明が終わりましたが、この議案 コミュニティセンターから・・・に位置し、 おおむね300m以内に市の支所がある。 第3種農地に該当します。申請地の近隣に て建築されている・・・にて勤務する職員 が利用するための・・・として転用しよう とするものです。以上です。

> ◆会長(谷河 績) 議案第4号について、 説明が終わりましたが、この議案について、

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と なお、No. 6は報告事項農地法第18 共に配付していますので、併せてご覧くだ さい。

No. 1申請地は、岡崎地区・・、東部 ◆会長(谷河 績) 議案第3号No.4 コミュニティセンターから・・・に位置し、 おおむね500m以内に市の支所があるた め第2種農地に該当します。申請者は・・ ・を営んでおり、駅や学校などから近く住 環境に適した場所である当該申請地へ・・ ご意見、ご質問がないようでございますの・・を建てるべく転用の申請をするものです。

> No. 2申請地は、岡崎地区・・、東部 コミュニティセンターから・・・に位置し、 おおむね500m以内に市の支所があるた め第2種農地に該当します。申請人は・・

・を営んでおり、今後本格的に・・・を行

うために・・・を保管するための場所を確保するために、・・・へ転用するため申請をするものです。

No. 3申請地は、山口地区・・、山口神社から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、・・・にあたるため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・であり、・・・の増加により、・・が不足してきたため、当該申請地を・・・として転用するため申請をするものです。

No. 4申請地は、東山東地区・・、山東駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。申請人は・・・を・・・にて営んでおり、現在の作業所の周辺が宅地化しつつあり、また、住居からも遠いこともあり、拠点を移すべく住居に近く交通の便の良い場所を探していたところ、当該申請地での話がまとまったため、・・・として転用の申請をするものです。なお、開発許可申請中です。

No. 5申請地は、紀伊地区・・、紀伊駅から・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・を営んでおり、住宅密集地に近く交通の便の良い当該申請地の南側へ、・・が借り受ける予定となっている・・を、申請地北側には周辺の・・への貸出や・・・から回収した・・を保管するための・・をそれぞれ設置するため、転用の申請をするものです。なお、・・の設定で開発許可申請中です。

No. 6申請地は、加太地区・・、淡島

神社から・・・に位置し、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない小集団の農地の区域内にあるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、近隣に・・・を遮る建築物がないなど日照条件が良く、電柱からの距離も近い・・・を行う上で適している当該申請地に・・・を設置するため、本申請に至りました。

No. 7申請地は、三田地区・・、三田小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。・・・になりつつある・・・の・・・へ協力するため、・・から近い当該申請地に・・・を建設するため転用の申請をするものです。なお、使用貸借権の設定で、令和元年10月9日付で農用地区域の除外もされております。

なお、No. 5、No. 6については、 現地調査ならびに事情聴取を行っておりま すので担当の委員さんから報告があります。 以上です。

- ◆会長(谷河 績) No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので坂東委員さん報告願います。
- ◆6番(坂東 紀好) 議案第5号のN o. 5について説明します。当許可申請に ついて農地転用面積が3,000㎡を超え る案件であるため、和歌山県農業委員会ネ ットワーク機構と合同で、3月2日に現地 調査及び事情聴取を実施しております。

申請地は県道・・・線の沿道で、転用目 的は・・・となっております。転用に係る 面積は・・・部分が・・・㎡、・・・がお よそ・・・㎡です。転用実行者である・・

・は、・・年・・月・・日に設立され、資いたします。 本金は・・・円で、・・・ヘ・・を・・ ・するなどしている会社です。今回の申請 に至った理由ですが、申請地南側に県道が 開通し、また、近くに駅や高速道路のイン ターチェンジが出来るなど交通の便が良く、 ◆11番(和田 好夫) 近くに住宅地があるため、・・・として適 地であったことや、周辺の・・・ヘ・・・ である・・・等を運搬することにも最適な 土地であったためとのことです。

転用の計画ですが、申請地南側に・・・ を建築し、・・・として、・・・である・・ ・・ヘ・・・し、申請地北側には、・・・ である・・・等を保管するための・・・を 設置することとなっております。

環境整備は、排水についてですが、汚水 については合併浄化槽で処理後、申請地に 隣接する道路側溝へ排水し、雨水について も同様に隣接する道路側溝へ排水すること となっています。隣接農地への影響ですが、 隣接農地の所有者、地元水利組合及び・・ ・からの同意を得られております。また、 隣接する道路側溝の管理については、・・ ・先に対し、地元に協力するように伝えて いくとのことです。

事業に要する経費については約・・・円 とのこと・・・で賄うそうです。完成は農 地転用許可後・・年以内を予定していると のことです。なお、転用事業者には、・・ ・について縮小傾向にある中、各地域で・ ・・する・・・も見受けられるため、持続 的な経営により、将来申請目的外の使用に ならないよう強く念押ししております。以 上のことから、当許可申請について、特に 目立った問題は見当たらないと思われます が、皆様の慎重なご審議をよろしくお願い

- ◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。続いてNo. 6につきまして、現地 調査並びに事情聴取を行っていますので和 田委員さん報告願います。
- 議案第5号の No. 6について報告いたします。2月2 8日吉川委員さん、事務局と共に現地調査 を行いました。申請地は加太の淡島神社近 くの海岸より・・・離れた長年遊休地化さ れた農地です。

申請人は・・・で、事情聴取は・・・の ・・、・・両氏より行いました。会社の内 容は資本金・・・円、社員・・・名、年間 売上・・・円、・・・の・・を行う会社で す。

申請理由は、・・・を探していたところ、 日照が良く近くに陰になる建物も少なく、 電柱も近くにあるので建設用地として適し ているので、地主さんと面談したところ、 現在農地の維持管理が困難になっていると のことで、双方の希望が一致し合意に至っ たとの説明でした。

工事は・・・を設置します。雨水につい ては、・・・設置前と設置後では殆ど変化 はないため、水勾配1度をつけ、北、南、 西面にある水路に流すとのことです。工事 資金・・・円は・・・で、工事完成は約・ ・を予定しています。近隣の農地への影響 も少ないと思われます。以上で報告を終わ りますが委員各位の慎重な審議をお願いし ます。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第5号について、説明が終わり ましたが、この議案について、何かご意見、 ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ので、議案第5号は可決と決定しました。 て、提案いたします。

いただきます。・・お願いします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。 37について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の再設定です。いずれも使 8,818㎡です。以上です。 用貸借権で、期間は3年、地目は田、面積 は計2, 254㎡です。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号No. 3 6、No. 37について説明が終わりまし たが、この議案について、何かご意見、ご 質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます 以外を可決と決定しました。 ので、議案第6号No. 36、No. 37 は可決と決定しました。

続いて、No. 36、No. 37以外に ついて。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。 議案第6号、No. 36、No. 37以 外について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の設定です。再設定契約が 123件、新規の契約が5件で合計128 件ございました。賃借権が13件、使用貸 借権が115件の設定です。貸借期間は議 件整備が計画されていない土地であって、 案書のとおりです。

ては、農業委員会による利用権の再設定、 ご意見、ご質問がないようでございます No.104からNo.125については、 農地中間管理事業での再設定、No. 12 議案第6号 農用地利用集積計画につい 6からNo. 128については、農業委員 会による利用権の新規の貸借権の設定、N No. 36、No. 37を先議とさせて o. 129、No. 130については農地 中間管理事業による新規の貸借権の設定で す。面積は、田が261,856㎡、畑が 先議のため議案第6号No. 36、No. 7,646㎡、合計面積が269,502 ㎡です。また、うち農地中間管理事業によ る設定が25件あり、面積は田が55,8 05㎡、畑が3,013㎡、合計面積が5

> ◆会長(谷河 績) 議案第6号No. 3 6、No. 37以外について説明が終わり ましたが、この議案について、何かご意見、 ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号No. 36、No. 37

議案第7号 非農地通知について、提案 いたします。

◆中村事務主査 番外、説明いたします。 令和元年6月13日、西和佐地区・・及 び・・で岩橋委員、井口推進委員とともに 現地調査を行ったものです。非農地の判断 基準に基づき、対象であると認められる農 地の所有者に対し非農地判断に係る事前通 知を行ったところ、非農地通知依頼書の提 出がありました。地目は畑で、面積は・・ ・㎡です。No. 1について、非農地通知 書の交付基準、農業的利用を図るための条 20年以上前から森林の様相を呈している また、No. 1からNo. 103につい など、農地に復元するための物理的な条件 整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第7号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますの で、議案第7号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第33回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

13時22分 閉会